

横浜市立根岸小学校PTA規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は横浜市立根岸小学校PTAと称し事務所を同校内に置く。
- 第 2 条 本会は次の諸項を目的とする。
1. 家庭と学校との関係を緊密にし児童の教育について保護者と教師がよく理解しあって協力する。
 2. 児童の指導・保護ならびに福祉の増進に努める。
 3. 保護者の教育を高めるため成人教育を行い研修に努め合わせて会員の親睦を図る。
 4. 学校の教育環境の整備に努める。
 5. その他、目的達成のため必要な事項。
- 第 3 条 本会は次の方針により児童の教育を中心として本会独自の活動をするもので他のいかなる個人または団体の干渉を受けてはならない。
1. 本会はいずれの特定の宗派および政党にも偏らずまた営利事業に関係しない。
 2. 本会は児童福祉のため活動する他の社会的諸団体および機関と協力する。
 3. 本会は教育および学校の問題について意見の具申資料を提出する。しかし学校の管理や人事には干渉しない。

第 2 章 会 員

- 第 4 条 1. 本会の会員は本校在校児童の保護者および本校教職員とする。
2. 本会の会員数は家庭数を以って定数とする。

第 3 章 役 員 の 選 出 お よ び 任 務

- 第 5 条 本会に次の役員をおき任期は1年とする。
1. 会長 1名 (保護者)
 2. 副会長 2名 (保護者)
 3. 会計 3名～4名 (保護者2名～3名・教職員1名)
 4. 書記 3名～4名 (保護者2名～3名・教職員1名)
- 第 6 条 役員を選出は次の方法による。
1. 役員を選出のために選挙管理委員会を設置する。
 2. 選挙管理委員会は各学年保護者より1名、実行委員より2名、教職員より2名で構成し委員長は互選とする。
 3. 選挙管理委員会は役員選出のため公示をする。
 4. 公示にて定数以上の立候補者があった場合は、役員内で適任者を審議の上、候補者を決定する。
 5. 公示にて立候補者がいない場合は、選挙管理委員会は役員候補者推薦委員会を兼任する。
 6. 役員推薦委員会は、本人の同意を得た候補者を役員に通知する。選出方法については推薦委員会において協議の上決定する。
- 第 7 条 役員の仕事は次のとおりである。
1. 会長は会務を総括し会を代表する。
 2. 会長は総会および実行委員会を招集する。
 3. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代理する。
 4. 会計は本会すべての金銭の収支を管理し総会に会計監査を経た決算報告をする。
 5. 書記は各会議の議事を記録し書類を保管し庶務を行う。
 6. 会長以外の役員および会計監査員に欠員が生じたときは実行委員会において審議しこれを補充する。
またその任期は前任者の残任期間とする。

第 8 条 本会の運営に関してその必要があるときは実行委員会の推薦により相談役若干名を置く事ができる。
相談役は会長の諮問に応じて意見を述べる。

第 4 章 集 会

第 9 条 定期総会は 5 月および 3 月に開催し会員の 5 分の 1 以上（委任状を含む）を以て成立する。

5 月総会は会務報告、事業計画、予算決算の承認その他必要な諸事項。

3 月総会は役員を選出その他必要な諸事項を審査する。

第 10 条 実行委員会が必要と認めた場合、または会員の 5 分の 1 以上の要求があったときは臨時総会を開催する。

第 11 条 実行委員会は必要に応じて開催する。

常任委員会は学期に 1 回または必要に応じて開催する。

第 12 条 各委員会および集会は当該委員長が会長の承認を得て招集する。

第 13 条 校長および副校長はすべての会議に出席することができる。

第 5 章 実 行 委 員 会

第 14 条 実行委員会は本会の役員・常任委員会の正副委員長によって構成する。

第 15 条 実行委員会の任務は次のとおりである。

1. 本会の目的に応じた企画を立てる。
2. 各委員会より立案された年間計画を審議検討する。
3. 総会提出の書類を作成する。
4. 必要ある場合は特別委員会を設ける。
5. その他会員より委任された諸事項を処理する。

第 6 章 委 員 会 お よ び 任 務

第 16 条 委員会には次の委員会を置く。

常任委員会・特別委員会・選挙管理委員会

第 17 条 常任委員会には次の委員会を置く。

学年委員会・保健委員会・校外指導委員会

第 18 条 1. 常任委員会の委員は校外指導委員会を除き各学級保護者の互選による。

ただし校外指導委員会は地区ごとに地区委員を選出する。

2. 各委員会は委員の中より正副委員長を互選する。

第 19 条 常任委員会の任務は次のとおりである。

1. 学年委員会は各学年学級の融和を図り教育活動に協力する。
2. 保健委員会は児童の健康増進と保健衛生、学校給食に協力する。
3. 校外指導委員会は児童の校外生活の指導と保護ならびに環境浄化に協力する。

第 20 条 1. 特別委員会は実行委員会が必要と認めた場合に設けられ任務終了とともに解散する。

またその活動のすべては実行委員会の承認を必要とする。

2. 選挙管理委員会は P T A 規約第 6 条にのっとり活動をする。

第 21 条 1. 第 1 8 条第 2 項について。本会役員及び正副委員長役に限り一度互選された方は下の兄弟が入学した場合にはその互選から免除となる。（家庭単位）ただし、立候補の場合はその限りではない。

第 7 章 会 計 監 査

第 22 条 会計監査は会長の委嘱により若干名をおく。

会計監査は年度の会計監査をしてその結果を総会に報告する。

第 8 章 会 計

- 第 23 条 本会の経費は会費、事業収入および寄付金をもって支弁する。
第 24 条 本会の会費は一家庭月額 350 円とする。
第 25 条 単年で同一法人、個人に対して 4 8 0 0 円以上の出費会計は、年度末決算に表記することとする。

第 9 章 改 正

- 第 26 条 規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。

第 10 章 個 人 情 報

- 第 25 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取扱い（取得や利用、管理）については、〈根岸小学校 PTA 個人情報取扱規則〉に定め、それを順守し、適正に運用するものとする。

- 付則
1. この規約は昭和 49 年 4 月 1 日より改正施行する。
 2. この規約は昭和 50 年 5 月 18 日より改正施行する。
 3. この規約は昭和 55 年 3 月 12 日より改正施行する。
 4. この規約は昭和 62 年 4 月 1 日より改正施行する。
 5. この規約は平成 2 年 3 月 9 日より改正施行する。
 6. この規約は平成 5 年 5 月 25 日より改正施行する。
 7. この規約は平成 7 年 3 月 1 日より改正施行する。
 8. この規約は平成 8 年 3 月 1 日より改正施行する。
 9. この規約は平成 9 年 3 月 3 日より改正施行する。
 10. この規約は平成 10 年 4 月 1 日より改正施行する。
 11. この規約は平成 13 年 4 月 1 日より改正施行する。
 12. この規約は平成 18 年 4 月 1 日より改正施行する。
広報「ねぎし」は 117 号にて休刊とする。
 13. この規約は平成 29 年 4 月 1 日より改正施行する。
 14. この規約は平成 30 年 4 月 1 日より改正施行する。
 15. この規約は平成 31 年 4 月 1 日より改正施行する。
 16. この規約は令和 4 年 4 月 1 日より改正施行する。